

参 考

相続税の課税ベース及び税率構造の改正時の政府税調答申（抄）

○税制改革についての中間答申（昭和 63 年 4 月）

1 相続税及び贈与税の軽減・合理化

(1) 基本的考え方

（ 前 略 ）

相続税については、昭和 50 年以来制度の基本的な見直しが行われていないため、個人財産の増加及び地価の上昇、特に最近における東京を中心とした異常な地価高騰等を反映して、死亡者数に占める課税割合は昭和 50 年の 2.1%から昭和 61 年の 6.9%へと急速に増大しており、一件当たりの相続税の負担も増加している。このような状況を踏まえ、負担の軽減を図るため、課税最低限の引上げ、税率構造の緩和を行うとともに、配偶者の生活の安定に資するため配偶者に対する相続税の負担軽減措置を拡充するほか、負担の公平を確保するため各種の相続税の税負担回避行為に対し必要な措置を講ずることが適当である。（以下略）

(2) 相続税

① 課税最低限

相続税の課税最低限については、昭和 50 年度の改正以来配偶者を含む相続人 3 人の場合 3,200 万円に据え置かれてきているが、個人財産の増加及び地価の上昇、さらには一般的な物価水準の上昇時（1.5 倍ないし 2 倍）を考慮して、引上げを行うことが適当である。

② 税率構造

イ 最低税率については、現行 10%の水準を維持すべきである。最高税率については、昭和 50 年度の改正の際、当時の所得税の最高税率、主要諸外国の相続税の最高税率との比較から 70%から 75%に引き上げられ現在に至っているものであるが、現在の主要諸外国の相続税の最高税率との比較からみて最も高い水準にあるので、これを昭和 50 年度の改正前の 70%に引き下げることが適当である。

ロ 現在、5%となっている税率の刻みについては、相続税においては、所得課税におけるような負担累増感の問題はないので、遺産額に応じた滑らかな負担の変化を確保する見地からこれを維持してよいと考える。

ハ 税率区分の幅については、課税最低限の引上げ幅等との調和をとりつつ、拡大することが適当である。

○平成4年度の税制改正に関する答申（平成3年12月）

1 国税

(1) 相続税の負担調整

① 相続税の負担調整の基本的考え方

二 相続税の負担調整を具体的に検討するに当たっては、次の基本方針によることとすべきである。

(イ) 土地の相続税評価の適正化は相続税の増収を目的とするものではないことから、これに伴う増収の範囲内で「税收中立性」を原則として負担調整を行うべきである。

(ロ) 負担調整の方法については、特定の者にのみ恩典が及ぶという形ではなく、負担調整の効果が汎くいきわたるよう、昨年の基本答申で述べたように、課税最低限の引上げ及び税率区分の幅の拡大を基本として対応すべきである。

② 相続税の負担調整の方法

イ 課税最低限

相続税の課税最低限（基礎控除）については、土地の評価割合の引上げ幅等を考慮して、その引上げを行うことが適当である。

なお、基礎控除以外の諸控除等については、先般の抜本改革で大幅な見直しを行ったばかりであり、さらなる引上げは負担調整の枠を超えるもので、いわば二重の負担調整になることから、現行水準を維持することが必要である。

ロ 税率

相続税の負担調整として税率区分の幅を拡大するに当たっては、課税最低限の引上げ幅との調和に配慮しつつ、最高税率が適用される遺産額の水準をも見極めながら、相応の規模の財産階層まで負担の調整が図られるようにすることが適当である。

なお、最高税率（現行：70％）については、先般の抜本改革で75％から70％に引き下げたばかりであること、相続税が資産課税であること、所得課税（所得税及び個人住民税）の最高税率が合わせて65％であること等を勘案すれば、現行の水準は概ね妥当な水準であるものと考えられる。

○平成6年度の税制改正に関する答申（平成6年2月）

1 当面の経済状況等への対応

(2) 相続税減税

バブル経済期の地価高騰によって、相続税収は高い伸びを示し、相続税の課税件数割合も増加し、とりわけ合計課税価格に対する相続税額の割合が顕著に増加した。昨今の地価の下落により、相続税負担は緩和されつつはあるものの、小規模な宅地の所有者においても相続税が相続人の居住や事業の継続を困難しているとの指摘を踏まえ、下記のとおり中期答申に沿って速やかな減税措置を採ることが必要であると考える。（以下略）

- ① 最近における合計課税価格に対する相続税負担額の割合の上昇にかんがみ、その累進構造の緩和を図るために、現行の最高税率、最低税率を維持しつつ、税率区分の幅を拡大するとともに、制度の簡明化を図るため、現在13段階となっている税率の刻みの数を減らすのが適当である。なお、課税最低限についても、計算の簡明化の見地から、その見直しを行うべきである。

○平成15年度における税制改革についての答申（平成14年11月）

1. 相続税・贈与税

(2) 相続税の課税ベース及び税率構造

① 課税ベース

「基本方針」で指摘したように、相続税については、経済のストック化、社会保障の充実、高齢化の進展を踏まえ、従来より広い範囲に適切な負担を求める必要があり、基礎控除の引下げ等課税ベースの拡大を図る。

② 税率構造

相続税の最高税率については、個人所得課税の最高税率（50％）との較差が大きく、諸外国の例に比しても相当高いことに鑑み、現行の70％から引き下げることが適当である。

累進構造については、個人所得課税を補完し、富の再配分を図るとの相続税の役割を踏まえれば、最高税率を引き下げるものの、全体として現行程度の累進が適切なものと考えられる。

税率の刻み数については、簡素化の観点及び遺産額に応じたある程度滑らかな負担の変化を確保する観点を踏まえて見直す必要がある。

○ 相続税の税率構造の推移

税 率	昭 和 33年 (13段階)	昭 和 41年 (13段階)	昭 和 50年 (14段階)	昭 和 63年 (13段階)	平 成 4 年 (13段階)	平 成 6 年 (9段階)	平 成 15年 (6段階)
10%	30万円以下	60万円以下	200万円以下	400万円以下	700万円以下	800万円以下	1,000万円以下
15	70 "	150 "	500 "	800 "	1,400 "	1,600 "	3,000 "
20	150 "	300 "	900 "	1,400 "	2,500 "	3,000 "	5,000 "
25	300 "	500 "	1,500 "	2,300 "	4,000 "	5,000 "	—
30	500 "	800 "	2,300 "	3,500 "	6,500 "	1 億 円 以下	1 億 円 以下
35	700 "	1,200 "	3,300 "	5,000 "	1 億 円 以下	—	—
40	1,000 "	1,800 "	4,800 "	7,000 "	1億 5,000万円以下	2 億 円 "	3 億 円 "
45	2,000 "	3,000 "	7,000 "	1 億 円 以下	2 億 円 以下	—	—
50	3,000 "	5,000 "	1 億 円 以下	1億 5,000万円以下	2億 7,000万円以下	4 億 円 "	3 億 円 超
55	5,000 "	7,500 "	1億 4,000万円以下	2 億 円 以下	3億 5,000 "	—	—
60	7,000 "	1 億 円 以下	1億 8,000 "	2億 5,000万円以下	4億 5,000 "	20億 円 "	—
65	1 億 円 以下	1億 5,000万円以下	2億 5,000 "	5 億 円 以下	10億 円 以下	—	—
70	1 億 円 超	1億 5,000万円超	5 億 円 以下	5 億 円 超	10 億 円 超	20 億 円 超	—
75	—	—	5 億 円 超	—	—	—	—

相続時精算課税制度の概要

相続時に相続税で精算することを前提に贈与時の税負担を大幅に軽減し、生前贈与を円滑化することにより、資産の有効活用等を通じた経済の活性化に資するための措置として、平成15年に導入された制度

1 適用対象者等

- ・ 贈与者は、満65歳以上の親。
- ・ 受贈者は、満20歳以上の子である推定相続人。
- ・ ①兄弟姉妹が別々に、②父、母ごとに、選択可能。
- ・ 贈与財産の種類、贈与金額、贈与回数に制限はない。
- ・ 最初の贈与の際に届け出れば、相続時まで本制度が継続。

2 税額の計算等

(1) 贈与時

- ・ 2,500万円の非課税枠まで何回でも非課税での贈与が可能。
- ・ 非課税枠を超えた贈与についても税率は一律20%。

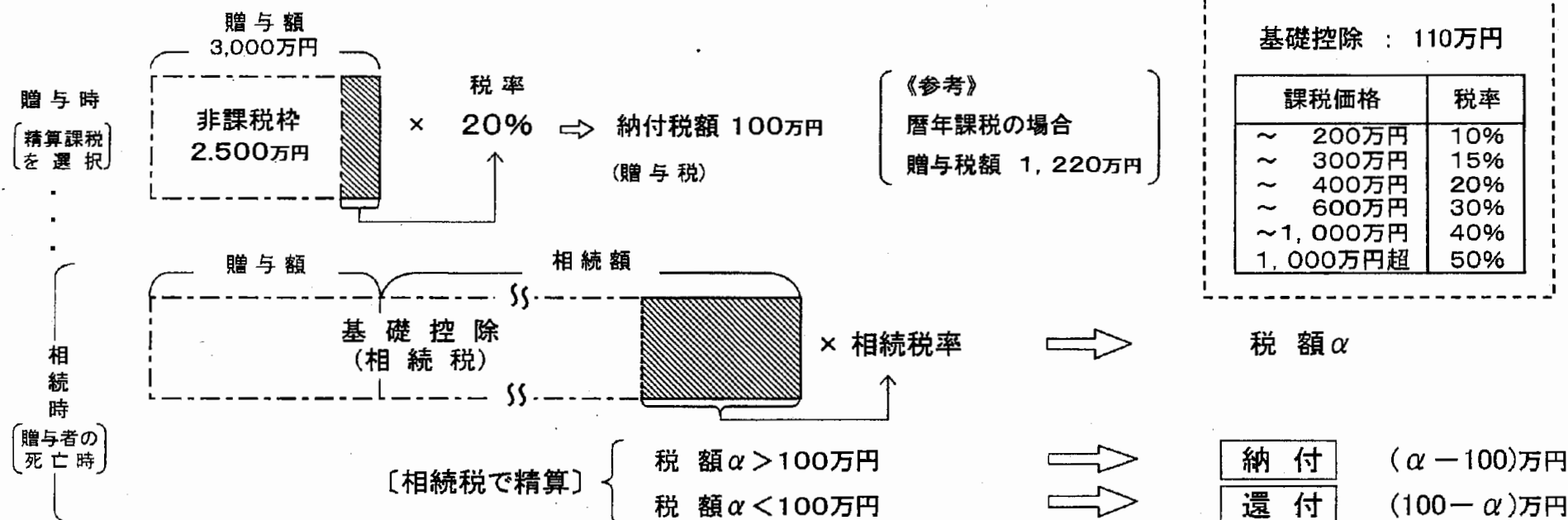
- ・ 住宅取得等資金の贈与の場合には、贈与者の年齢要件(満65歳以上)が除外され、非課税枠が3,500万円(1,000万円上乗せ)までとなる(適用期限:平成19年末)。

- ・ [平成19年度改正]取引相場のない株式等の贈与の場合には、贈与者の年齢要件(満65歳以上)が60歳以上とされ、非課税枠が3,000万円(500万円上乗せ)までとなる(適用期限:平成20年末)。

(2) 相続時

- ・ 贈与財産は、贈与時の時価で相続財産に合算し相続税額を計算。
- ・ 贈与時に既に納付した贈与税額は相続税額から控除し、この納付した贈与税額が相続税額を上回る場合には還付。

〔3,000万円の生前贈与を受けた場合〕



平成18年分贈与税における相続時精算課税制度の活用状況

1. 相続時精算課税の適用者数（受贈者数）は8万3千人（贈与税申告人員全体の20.9%）で、平成15年の導入以降、毎年約1.1兆円に上る生前贈与が本制度の活用により行われている。
（1人あたり平均受贈額は導入前の3.7倍・1,302万円。）
2. 住宅取得等資金に係る特例適用者は相続時精算課税適用者全体の1/3程度（金額、適用者数共）で、1人あたり平均受贈額は、導入前（5分5乗方式）の2.1倍・1,137万円。
3. 非上場株（同族会社株等）の1人あたり平均受贈額は、導入前（株式等）の19.5倍・4,579万円。
→ 円滑な事業承継を行うために活用されている。

主要国における相続税の概要(未定稿)

(2007年1月現在)

区 分	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス	
					(改正前)	(改正後)
課 税 方 式	併用方式 (法定相続分課税)	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	遺産取得課税方式	
最 低 税 率	10%	18%	40%	① 7%	5% (注) 続柄の親疎により6種類の税率表がある。 (最高税率60%)	5% (注) 続柄の親疎により4種類の税率表がある。 (最高税率60%)
最 高 税 率	50%	45%		② 12%	40%	40%
税率の刻み数	6	14	1	③ 17%	7	7
課 税 最 低 限 (配偶者+子3人)	9,000万円	4億6,800万円	1億2,540万円	30%	1億8,327万円	5,960万円
課 税 割 合	4.2%	1.3%	4.9%	40%	26.8%	5%(政府見込み)
負 担 割 合	11.3%	19.1%	16.0%	50%	n.a.	—
(参考)租税負担率	25.1%	23.2%	37.1%	27.5%	36.8%	—
うち相続税	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.6%	—

(備考)

- 遺産課税方式は、人が死亡した場合にその遺産を対象として課税する制度であり、遺産取得課税方式は、人が相続によって取得した財産を対象として課税する制度である。
- フランスでは、2007年8月の税制改正により、配偶者への課税の免除、基礎控除の拡大等を実施。
- アメリカには基礎控除はなく、「課税最低限」は課税遺産額にして200万ドルまでのブラケットの税額の合計額を差し引く控除(tax credit)に基づく。これは、2001年ブッシュ減税による最高税率の引下げと当該控除の拡大の段階的な実施によるものである。なお、2010年に遺産税は廃止されるが、サンセット条項により2011年に復活する。
- ドイツの税率は、それぞれ①は配偶者及び子女等、②は兄弟姉妹等、③はその他の税率により、フランスの税率は直系血族の税率によった。
- 課税最低限は、配偶者が遺産の1/2、子3人が残りの資産を均等に取得した場合の額である。
- フランスでは、夫婦の財産は原則として共有財産となり、配偶者への持分は相続の対象ではないが、比較便宜のため、遺産に含めている。なお、配偶者が特に相続する場合は、課税される。また、ドイツでは、死亡配偶者の婚姻後における財産の増加分が生存配偶者のそれを上回る場合、生存配偶者はその差額の1/2相当額が非課税になる(ここでは、配偶者相続分の1/2としている)。
- 課税割合は、死亡者数に占める課税件数の割合であり、負担割合は、課税価格総計に占める納付税額の割合である。日本は2005年(暦年・速報値)、アメリカは2004年(暦年)、ドイツは2002年(暦年)、フランスは2005年(暦年)の計数である。イギリスの課税割合の分母である死亡者数は2003年(暦年)、分子である課税件数は2003年度(4月/3月)の計数である。
- 邦貨換算レートは、1ドル=117円、1ポンド=220円、1ユーロ=149円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成18年(2006年)6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。
- 諸外国の課税割合、負担割合のデータは各国資料による。日本の租税負担率は2007年度予算ベース、諸外国の租税負担率はOECD "Revenue Statistics 1965-2005" 及び同 "National Accounts 1993-2004" による2004年の計数である。

主要国における事業承継に係る相続税の特例措置の概要（未定稿）

（2007 年 1 月現在）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
主な特例の内容	○ 取引相場のない株式等（限度額 10 億円）について 10% の減額 ○ 事業用宅地等（限度面積 400 m²）について 80% の減額	○ なし 1998 年に遺産税非課税枠に係る特例が創設され、家族所有事業用資産については 67.5 万ドルまで非課税とされ、他の措置と合わせ相続人 1 人あたり 130 万ドル（約 1.5 億円）を上限とする控除が認められていた。（2004 年に遺産税の統合税額控除が 130 万ドルを上回ったのに合わせて、2003 年末をもって廃止）	○ 100% の評価減（事業、非上場法人の株式等） ○ 50% の評価減（事業用土地・建物・機械設備^{（注）}、支配株主が有する上場法人の株式等） （注）事業の一部として承継する場合は 100% の評価減 ※ 証券取引業、不動産取引業又は投資を主たる目的とする事業には適用されない	○ 22.5 万ユーロ（約 3,353 万円）の控除、及び控除した残額の 35% の評価減（個人事業用資産、資本会社の株式等） ○ 相続人が直系親族以外である場合の税額の軽減 （直系親族以外の相続人に対する税率（12～50%）を適用した税額から、直系親族に対する税率（7～30%）を適用した場合の額との差額の 88% に事業用資産割合を乗じた額を控除）	○ 75% の評価減（個人事業用資産又は商工業、手工業、農業若しくは自由業を営む会社の株式等） ※ 投資目的会社、資産管理会社には適用されない
主な要件	・ 取引相場のない株式等については、 ・ 同族関係者で発行済株式等の 2 分の 1 超を有していること ・ 相続人等が申告期限（相続開始後 10 ヶ月）まで保有を継続すること ・ 相続人等が申告期限において役員であること ・ 事業用宅地等については、相続人等が申告期限（相続開始後 10 ヶ月）まで保有及び事業を継続すること	・ （2003 年までの制度）死亡前 8 年間のうち少なくとも 5 年間事業に従事していたこと。 ・ 死亡後 10 年の間に 8 年間のうち少なくとも 5 年間事業に従事していなかった場合、納税義務が発生	・ 被相続人が相続前 2 年以上当該資産を保有していたこと	・ 相続人等が相続後 5 年以上当該資産を保持すること ・ 資本会社の株式等については、被相続人が重要参加持分（全体の 25% 超）を保有していたこと 【ドイツ】以下の内容の改正が行われる予定（未成立） ・ 事業用資産のうち、機械設備等の生産的資産に対して課される相続税・贈与税を 10 年間にわたり無利子で猶予 ・ 1 年事業を継続することに上記資産に対する税額を 10 分の 1 免除 ・ 上記資産が 10 万ユーロ（1,490 万円）以下の場合には非課税（超えれば上記資産の全額が課税）	・ 個人事業用資産については、被相続人が 2 年以上継続していた事業の用に供されていた資産であること ・ 株式等については、被相続人が保有する、当該会社の 20% 以上（上場の場合）又は 34% 以上（非上場の場合）の株式等を、共同事業者との保持共同契約（被相続人の死亡日に発効する 2 年以上のもの）の対象としていること ・ 相続人等が相続後（又は保持共同契約の期間満了後）6 年以上当該資産を保持すること ・ 相続人等が相続後 5 年以上当該事業に従事（経営参画する場合を含む）すること

（備考）邦貨換算レート：1 ドル＝117 円、1 ユーロ＝149 円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成 18 年（2006 年）6 月から 11 月までの間における実勢相場の平均値）。